

平成26年12月1日

平成26年12月1日から被扶養配偶者非該当届の提出が必要になりました。

国民年金の年金記録において、実態は第一号被保険者であったにもかかわらず、第三号被保険者のままとなっている記録の問題の対応策を定めた「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第63号。)の一部の施行に伴い、同法による改正後の国民年金法第12条の2の規定に基づき、第二号被保険者が被扶養配偶者でなくなったことの届出を事業主又は健康保険組合を経由して行う制度が、平成26年12月1日から施行されることとなりました。

兵庫県建築健康保険組合としては、原則として、「国民年金第3号被保険者 被扶養配偶者非該当届」を「健康保険 被扶養者不該当届」といっしょに提出していただくこととします。

ついては、日本年金機構において、当該制度のポイントを取りまとめた「被扶養配偶者非該当届について」(健康保険組合編)を作成されましたので、お知らせします。

被扶養配偶者非該当届について(健康保険組合編)

平成26年12月1日から被扶養配偶者非該当届の提出が必要になりました。

1. 被扶養配偶者非該当届って何?

会社にお勤めの方等(2号被保険者)の配偶者(3号被保険者)が被扶養配偶者でなくなったことを厚生労働大臣(日本年金機構)に届出るものです。

2号被保険者とは.....被用者年金各法(厚生年金・共済年金)の被保険者、組合員又は加入者

3号被保険者とは.....2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で年収130万円未満の人

2. なぜ届出が必要になったの?

本来、3号被保険者が被扶養配偶者に該当しなくなった場合は、市区町村役場に1号被保険者への変更手続きが必要ですが、1号被保険者への変更手続きが行われていないこと

により国民年金の記録において、実態は1号被保険者であったにもかかわらず、3号被保険者のままとなっている方への対応策として、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、新たな届出が必要となりました。

1号被保険者とは.....20歳以上60歳未満の農林業・自営業・学生などの人

3. 届出するのはどんなとき?

配偶者の方が健康保険の被扶養者でなくなった理由が、下記の場合に届出が必要です。

(1) 収入が基準額以上に増加した場合

(2) 離婚等により生計維持関係がなくなった場合

届出義務者は被扶養配偶者であった方本人です。

被扶養配偶者であった方が就職したとき(2号被保険者に該当)は不要です。

退職等により厚生年金の加入者でなくなったときは不要です。

4. 何を届出するの?

届出の内容は次のとおりです。様式は後掲の「被扶養配偶者非該当届」をご参照ください。

(1) 氏名、生年月日及び住所

(2) 被扶養配偶者でなくなった年月日 及びその理由

収入が基準額以上に増加した場合は認定解除(削除)日

離婚の場合は離婚日

(3) 基礎年金番号

(4) 配偶者の氏名及び生年月日

(5) 配偶者の基礎年金番号

5. 届出のあとはどうなるの?

被扶養者でなくなった配偶者(3号被保険者)の方が、1号被保険者への変更手続きを行わずに被扶養配偶者でなくなった日から2カ月以上経過した場合に、日本年金機構からご本人様に手続きについてのお知らせが送付されます。

6 . その他の留意点

- (1) 被扶養配偶者非該当届を受理した事業主、健康保険組合は速やかに厚生労働大臣（日本年金機構）に提出してください。
- (2) 光ディスクによる届出も可能です。
- (3) 3号該当届の提出方法に変更はありません。

7 . 参考

根拠条文

- ・ 国民年金法第12条の2（届出）
- ・ 国民年金法施行令第4条の2（被扶養配偶者でなくなったことの届出に関する技術的読替え）
- ・ 国民年金法施行規則第6条の2の2（被扶養配偶者でなくなったことの届出）
- ・ 国民年金法施行規則第9条（届出の報告）

8 . 事務手続きの流れ

3号被保険者本人から届出

- ・ 届書を作成。
- 1 事業主から日本年金機構に提出
 - ・ 届出内容の確認。
 - ・ 事業主欄の記入・押印。
 - ・ 医療保険者確認欄の記入・押印は不要。
- 2 健康保険組合に委託（事業主から健康保険組合に提出）
 - ・ 届出内容の確認。
 - ・ 事業主欄の記入・押印の確認。

健康保険組合から日本年金機構に提出

種別変更届出勧奨

- ・ 被扶養配偶者でなくなった日から2カ月以上を経過しても種別変更届の確認ができない場合に届出勧奨が行われる。

届書コード	処理区分	届書

資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)
 資格喪失・死亡届
 国民年金第3号被保険者
 氏名・生年月日・性別変更(訂正)届
 被扶養配偶者非該当

事務センター長 所 長	副事務センター長 副 所 長	グループ長 課 長	担 当 者

健康保険の被扶養者に関する届出をする方のうち、配偶者が届出事由に該当する場合にはこの届書を提出してください。ただし、20歳未満又は60歳以上の方は届出は不要です。また、配偶者が被用者年金制度(厚生年金、共済組合等)に加入し被扶養者でなくなった場合についても届出は不要です。裏面を必ずお読みの上で記入してください。

第3号被保険者等の配偶者欄	⑦配偶者の氏名		⑧配偶者の生年月日		⑨第3号該当 非該当	⑩変更内容 非該当(変更)の場合
	(氏)フリガナ		(名)フリガナ		該 当 非 該 当 (変 更)	1. 死亡 2. 氏名変更(訂正) 3. 生年月日訂正 4. 性別訂正 5. その他
⑪配偶者基礎年金番号又は手帳記号番号		共済番号表示	⑫郵便番号		⑬配偶者住所	
		1. 配偶者共済 番号表示			住所コード (フリガナ)	
(備考)						

⑭基礎年金番号又は手帳記号番号		⑮生年月日(訂正後)		⑯手帳記号番号		送信	⑰資格取得・種別変更・種別確認の理由		⑱被扶養配偶者でなくなった理由		
		明.1 年 月 日 大.3 昭.5 平.7					ア. 配偶者が被用者年金制度に加入 イ. 配偶者の所属する年金制度等の変更 ウ. 婚姻 エ. 本人の離職(2号喪失) オ. 本人の所得減少 カ. その他()	06. 死亡(平成 年 月 日死亡) 03. その他()			
⑲被保険者氏名		⑳生年月日(訂正前)		㉑性別		㉒資格取得(種別変更・種別確認)年月日	㉓被扶養配偶者でなくなった日				
(フリガナ)		明.1 年 月 日 大.3 昭.5 平.7		男1 女2							
(氏)		(名)									
㉔郵便番号		㉕被保険者住所(配偶者と別居の場合のみ記入)				㉖氏名変更(訂正)年月日	㉗外国人区分	㉘被保険者通称名		㉙種別(注)	㉚強制付番指定
		住所コード (フリガナ)					0. 日本人 1. 米国人(強制) 2. 1以外の外国人	(フリガナ)			1. 強制付番 指定
訂正後取得年月日・種別		㉛要年金手帳送付	㉜受給権確認表示		納付書抑止表示		送信				
		1. 第1号 第3号 2. 任意	下記以外は省略 1. 65歳以上の扶養配偶者 が受給権を有さない と確認された場合		1. 納付書作成 しない						

- (注)
- | | | | |
|----|-------------------|----|----------------------|
| 30 | 第3号A(厚生年金保険・船員保険) | 36 | 第3号G(地方公務員等共済組合) |
| 31 | 第3号A(厚生年金保険・健康保険) | 37 | 第3号J(日本私立学校振興・共済事業団) |
| 32 | 第3号C(国家公務員共済組合) | | |

配偶者が基礎年金番号を持っていない場合のみ加入年金制度の組合(保険者)番号を記入してください。

㉝組合(保険者)番号

事業主等受付年月日	年金事務所	
	受付印	被扶養者認定
	被扶養者認定年月日	

上記のとおり被保険者から第3号関係の届出がありましたので提出します。

届書記載の基礎年金番号又は年金制度の記号番号は、当該配偶者等のものに相違ないことを確認する。

平成 年 月 日提出

〒 -

事業所所在地

(事業主等) 事業所名称 印

事業主氏名

電話 (局) 番

上記のとおり被保険者から第3号関係の届出がありましたので提出します。

第3号該当の届出の場合、記載の被保険者は、健康保険又は共済組合に加入している者の被扶養者であることを確認する。

認定年月日 平成 年 月 日
 (資格取得(種別変更・種別確認)年月日と同じ場合は記載の必要はありません。)
 平成 年 月 日提出

〒 -

所在地

(医療保険者) 名称 印

代表者等氏名

電話 (局) 番

この届書記載のとおり届出します。

日本年金機構理事長あて

平成 年 月 日提出

住 所 〒 -

(届出人) 氏 名 印

電話番号 (局) 番

【記入上の注意】

1. 文字は、楷書ではっきり記入してください。
2. 印の箇所は、該当する項目の数字等を で囲んでください。
3. 印の箇所は、記入しないでください。
4. 生年月日や資格取得年月日など年月日を記入する場合は、和暦を記入してください。たとえば、平成22年1月1日の場合は、

年	月	日
22	01	01

のように記入してください。

【記入の方法】

1. ㉠、㉡及び㉢は、第3号被保険者に該当したときの届出を行う場合又は第3号被保険者が被扶養配偶者に該当しなくなったときの届出を行う場合に記入してください。
配偶者が基礎年金番号を持っていない場合は、㉣の「組合（保険者）番号」欄に、加入年金制度の組合（保険者）番号を記入してください。
2. ㉣は、第3号被保険者に該当したときの届出を行う場合は「該当」を、それ以外の場合は「非該当（変更）」を で囲んでください。
3. ㉤は、死亡又は氏名等の変更（訂正）の届出を行う場合又は第3号被保険者が被扶養配偶者に該当しなくなったときの届出を行う場合に記入してください。
4. ㉥、㉦及び㉧は、必ず記入してください。
5. ㉧は、生年月日訂正の届出を行う場合にのみ記入する欄ですので、それ以外の場合は記入しないでください。
6. ㉨は、基礎年金番号の他に年金手帳番号を持っている場合に記入してください。
7. ㉩及び㉪は、その他の場合、（ ）内に理由を記入してください。㉪が死亡の場合は、死亡年月日を記入してください。
8. ㉫、㉬及び㉭は、氏名、生年月日及び性別を記入してください。
氏名変更（訂正）の届出を行う場合は、変更（訂正）前の氏名を記入のうえ二重線で抹消し、その上段に変更（訂正）後の氏名を記入してください。
性別の訂正を行う場合は、訂正後の性別を で囲んでください。
9. ㉮は、配偶者である第2号被保険者による扶養が開始された年月日を記入してください。
10. ㉯は、被扶養配偶者でなくなった日を記入してください。
11. ㉺及び㉻は、配偶者と同居しているときは、㉺に「同居」と記入してください。別居しているときは、郵便番号及び住所を記入してください。
12. ㉼は、氏名変更（訂正）の届出を行う場合に記入してください。
13. ㉽は、第3号被保険者に該当したときの届出を行う場合又は氏名変更（訂正）の届出を行う場合に記入してください。
14. ㉾は、第3号被保険者に該当したときの届出を行う場合に記入してください。
15. ㉿は、第3号被保険者に該当したときの届出を行う場合に、（注）を参照し、配偶者の加入する年金制度に該当する2けたの数字を記入してください。
16. この届書の右下の届出人記入欄に、この届書の提出年月日、届出者の住所、氏名及び電話番号を記入し、押印してください。（第3号被保険者本人が自署した場合は押印の必要はありません。）

【この届書に添付して提出するもの】

1. 第3号被保険者の年金手帳など。（死亡の届出の場合は不要です。）
2. 第3号被保険者に該当したときの届出を行う場合は、以下の書類。
 - (1) 配偶者の年金手帳など。
 - (2) 配偶者である第2号被保険者の被扶養配偶者であることが明らかとなる書類。
医療保険の被扶養者の届出に同様の書類を添付する場合は、この届書にはこれらの書類を添付する必要はありません。